

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、役員退職または死亡について一時金の給付を行い、もって役員在任期間中の功労にむくい、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は常勤役員全員に適用する。

(役員退職慰労金の額の算定)

第3条 退職慰労金は下記の算式により算出した額の合計額とする。なおこの合計額に10万円未満の端数が生じた場合には10万円単位に切り上げる。

(算式)

$$\text{（最終報酬月額} \times 0.7 \text{）} \times \text{通算役員在任年数} \times \text{退任時役位係数}$$

(支給限度額)

上記算式による金額は下記支給限度額を超えることはできないものとする。

「会長」・・・20,000千円

「その他役員」・・・10,000千円

(役員在任年数)

第4条 役員在任年数は、1カ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

(在任期間の特例)

第5条 役員がその任期中に死亡し、または、やむをえない事由により退任したときは、任期中の残存期間を在任年数に加算して基準額を計算することができる。

(役位の係数)

第6条 役位係数は次の通りとする。

役 位	係 数
会長	3.0
理事	2.0
監事	1.5

(功労加算等)

第7条 退任役員のうち在任中特に功労その他の事情のあったものに対しては、評議員会の決議によって、第3条により算出した金額にその50%を超えない範囲で加算することができる。

(特別減額)

第8条 退任役員のうち在任中特に重大な損害を本法人に与えたものに対し、評議員会の決議によって、第3条により算出した金額を減額することができる。

(支給時期及び方法)

第9条 退職慰労金の支給時期は、評議員会の決議による決定後2ヵ月以内とする。

(退職慰労金よりの控除)

第10条 退職慰労金を支給する場合には、所得税法に基づく源泉税及び本人が会社に対して負う債務の金額を控除する。

(疑 義)

第11条 この規程の解釈に疑義を生じたとき、およびこの規程に定めていない事項については評議員会の決議により決定する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は令和4年9月4日より施行する。